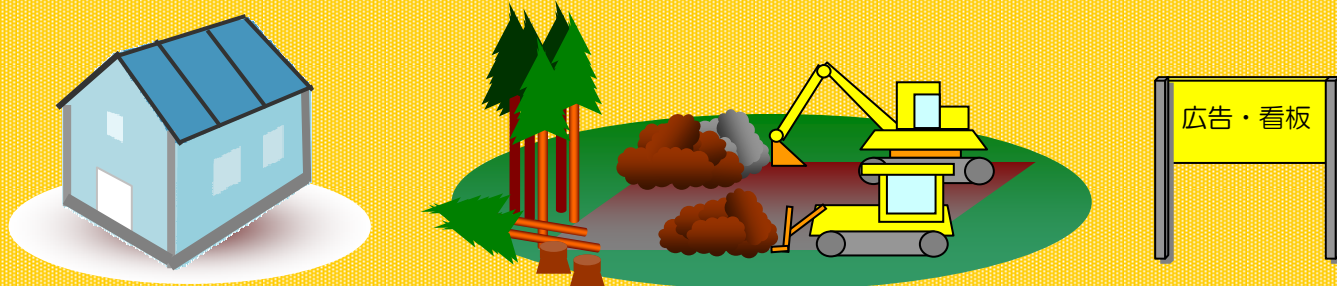


国定公園や県立自然公園の中では、
建物を新しく建てたり、建て直したり、
土地を開墾したり、看板を設置したりするなど、
景観に影響を与えるような場合には、
事前に青森県知事の許可または届出が必要です。



自然公園の景観を守るために

- ◆ 国定公園や県立自然公園は、優れた自然の風景地として、多くの人々が訪れ、親しんでいる県民みんなの財産です。
- ◆ この貴重な自然を保護するため、公園区域内における各種行為は、自然公園法や青森県立自然公園条例により規制され、青森県知事の許可または届出の手続きが必要です。
- ◆ 詳しくは青森県庁のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

タイトル：「青森県の自然公園」 (『青森県』、『自然公園』で検索)

許可または届出が必要な行為

1. 工作物の新築、改築、増築
2. 木竹の伐採
3. 鉱物の掘採、土石の採取
4. 河川・湖沼等の水位・水量の増減
5. 湖沼等への排水設備による排水
6. 広告物の掲出・設置、工作物等への表示
7. 土石や廃棄物等の集積・貯蔵
8. 水面の埋立・干拓
9. 土地の開墾、土地の形状変更
10. 貴重な植物の採取・損傷
11. 屋根・壁面等の色彩変更
12. その他風致景観に影響を与える行為

↓特に広告物は、次の点に留意してください↓

1. 広告物（看板・のぼり等）については、大きさ（表示面積、高さ）の要件があります。
2. 色彩は、茶色、緑、黒、白、水色等の周辺環境になじむものを使用してください。原色（赤、黄）や蛍光色は、原則として、認められません。

公園区域内で各種行為を行う場合は
青森県自然保護課までご相談ください

自然保護課 むつ市駐在
むつ市中央 1-1-8
下北地域県民局むつ環境管理事務所内
電話 0175-22-8581 (内線 291)
FAX 0175-23-1853

自然保護課
自然公園グループ
青森市長島一丁目 1-1
電話 017-734-9256
FAX 017-734-8072

確認してみましょう。
住まいや事業所の場所、工事現場が
公園区域に入っていないか？

下北半島国立公園区域図
(佐井村付近)



	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平27東複、第24号)
なお、この複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。